

平成30年9月定例会 総括審査会

宮川政夫議員

委員	宮川 政夫
所属会派 (質問日現在)	自由民主党
定例会	平成30年9月
審査会開催日	10月2日(火曜日)



宮川政夫委員

総括審査会に初めて登壇する。

この総括審査会は、本会議で審議を尽くせなかった問題、あるいは2つ以上の常任委員会にまたがる問題等について質疑できるので、通告したテーマに深掘りできるように質問する。

まず、人口減少が進む中で地方創生についてである。

地方創生は、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的としている。しかしながら、学校、仕事、趣味、娯楽などの条件のよい首都圏に人口が流出している。特に高校を卒業する若者が県外に流出しており、本県の人口は少子高齢化の進行と相まって依然として減少傾向が続く厳しい状況にある。

同様に県内においても利便性の高い都市部へ学生、働き手が流出する傾向が続いており、県土の8割を占める過疎・中山間地域では担い手の確保や地域コミュニティの維持などの課題が生じている。こうした中、生き生きとした福島をつくり、未来につなげていくためには豊かな自然を初め、多くの恵みをもたらしてくれる過疎・中山間地域を含む県全体の均衡ある発展に向けた対策が必要である。

そこで、県は均衡ある県土の発展にどのように取り組んでいくのか。

知事

広大な県土を有する本県は、多様な気候風土、伝統文化、歴史等を背景にそれぞれの特色を生かした産業振興や地域づくりが進められ、魅力ある福島県が形づくられてきた。本県の発展と県勢の振興には、この多彩な魅力、強みを土台として都市部と過疎・中山間地域が交流を深め連携し、相互に活力を高め合うことが重要である。このため子育て支援や仕事づくりなど安心して住み、暮らせる環境づくりに加え、豊かな自然や人々との触れ合いを楽しむ体験活動や新鮮な農産物の町なかでの販売促進など、各地域が互いのよさを享受し合いながら、それぞれの地域力向上へとつながる施策を積極的に展開してきた。今後とも地域の多様な魅力や強みを生かし、県内全ての地域が輝く新生ふくしまの実現にしっかりと取り組んでいく。

宮川政夫委員

知事はこれまで59市町村を訪問し、各地域の事業所等を激励するだけでなく、地域の課題を現場と同じ目線で感じ、それを政策に反映してきた。

知事が訪問した東白川郡内の町村、事業所には私も何度となく行ったが、私が行くのと、知事が行くのとでは歓迎の度合いが全く違う。知事が訪問すると市町村、事業所は励みにもなるし、ステータスにもなる。そして、それが事業推進する上での強みになっていると感じる。そのような意味で知事の政策理念である現場主義をさらに貫き、県全土を盛り上げ

てほしい。

次に、F I T構想の推進についてである。

F I T構想は、福島、茨城、栃木の3県の県際地域で関東と東北の壁を克服するため交通、産業、文化、観光などさまざまな分野で協力し、連携、交流を図ってきた。構想策定当時は、首都圏からの交通アクセスがよいモデルエリアとして当該地域の発展に大きな期待が寄せられた。その後、首都機能移転の議論や福島空港開港もあり、組織する市町村は大きな期待を持って官民を挙げてさまざまな事業に取り組んできた。

今後、活動を活発化させるにはより魅力的な目標を具体的に立てていかなければ、構想は風化してしまうと思われる。そのような中、本定例会で勅使河原議員の代表質問の答弁にあったようにF I T構想の推進期間が2025年まで延長されたことは心強い限りである。交渉の実現に向けては、さまざまな主体が協力しながら県際地域における特色ある地域づくりを推進していくことが重要である。

そこで、県はF I T構想の推進にどのように取り組んでいくのか。

企画調整部長

F I T構想の推進に向けては、従来から人々の往来が活発なF I T地域の特性を生かし、内外のさまざまな主体が連携、協働して具体的な事業を実施していくことが不可欠である。このため茨城、栃木の両県や関係部局等との連携を一層密にしながら、引き続き教育や医療等の分野における県境を越えた相互協力を進めるとともに、さらなる地域資源の活用と交流促進に向け計画的な社会資本の整備や首都圏等における農産物の販売、観光PRを行うなど、県際地域の活性化に積極的に取り組んでいく。

宮川政夫委員

この構想の予算額を見ると各県の負担金が大体200万円弱であり、3県合わせると600万円弱、そして構成する市町村の負担金を合わせれば1,000万円弱である。これではなかなか思い切った事業が打てないと思うので、部局横断でF I Tをテーマにした事業を立ち上げれば構成する市町村もF I T構想に対して実感が湧くのではないかと。

先日、栃木県の市町村を訪問した際にはF I Tという言葉すら忘れていた市町村もあり温度差があったので、例えばF I Tによって道路が整備されたり、農産物の販売が進んだり、F I T圏で観光交流が盛んになったりと部局横断の取り組みが望まれるのではないかと思うが、どうか。

企画調整部長

委員指摘のF I T構想は、予算上に出なくても実際には幅広くたくさんの取り組みをしている。例えば、県境で学校や病院を共通で利用できるようにしたり、道路にしてもF I Tと銘打たないものの県境を越えて各県が協力して行っている事業は多々ある。F I T対象地域が36市町村あるが、必ずしもその全てが県境を越えて相互に前向きに活動していることが知られているわけではないため、これまで以上に市町村、各県民に向けても県境を越えてこのような活動をしており、その結果として効果が生まれていることを力を入れてPRしていきたい。

宮川政夫委員

栃木県のある山間部の観光地に行ったときに土産物屋で農産物を売っており、その手書きの看板に「地方発送承ります」とあった。そこで店番をしていた老夫婦に一番多い地方発送先を聞いたところ、東京都、埼玉県との答えが返ってきた。もしかしたら彼らにとっての地方は東京都であり、埼玉県なのかもしれないと感じた。このように自信を持った地方をこれからF I T圏内でぜひとも確立してもらいたい。

次に、地方創生と県立高校改革についてである。

多くの高等学校は地域の核として人材育成を担い、地域の発展等に貢献してきたことから、県立高等学校改革においても各高等学校がこれまで以上に地域と連携して学びを充実させていくことが必要である。特に1つの市町村に1校しかない市町村では、学校のあり方によって市町村の振興に大きな影響を与える。

そこで、県教育委員会は県立高等学校改革において地域との連携による教育の充実にどのように取り組んでいくのか。

教育長

県立高等学校改革については、教育環境の向上を図るためにも地域との連携、協働が重要である。このため各学校において保護者や住民の声を学校運営や教育活動に反映させるとともに、地元の人々と交流し、自然や文化、特産品等の資源を生かした取り組みを推進するなど地域社会と学校が一体となった教育の充実に努めていく。

宮川政夫委員

引き続き、過疎・中山間地域の実情に配慮した県立高等学校改革というテーマで質問する。

現在、中学校卒業見込み者数が減少していく中で過疎・中山間地域にある高校に入学する生徒数も減少している。今後、学校がさらに小規模化していくと個に応じた学びや部活動などもこれまで以上に制限される。その一方で統廃合により地域から高校がなくなると地域のにぎわいが失われてしまうことから、今後の高校改革においては生徒の学びと地域活性化のバランスを考えていく必要がある。

そこで、過疎・中山間地域の実情に配慮して県立高等学校改革を進めるべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

県立高等学校改革については、生徒の学ぶ意欲を引き出すため原則として統合により一定の集団規模を確保することとしている。一方、過疎・中山間地域においては生徒に学習機会を提供するため、例外として1学級規模の本校化も検討するとした。今後は学校が地域で果たしてきた役割を十分に踏まえ、各学校の具体的な方向性を示す実施計画を策定し、地元理解を求めながら丁寧に改革を進めていく。

宮川政夫委員

このたびの県立高校改革で定員に満たない学校の一番の関心事はやはり統廃合である。自分の学校が統廃合の対象になるのではないかの思いを持っている。私としては、やはり可能な限り町村に1つしかない高校は残さなければならないとの思いはあるが、ある生徒、保護者はもう少し規模の大きいところで切磋琢磨しながら勉強したいとも言っている。やりたい部活動等ができない状況もあるので、バランスを考えた改革が必要ではないかと思う。

このような学校には、県教育委員会としてももう少し支援が必要ではないか。例えば、もう1年定員に満たなかったら統廃合の対象になるということだけではなく、定員に満たなくなった1、2年目あたりでしっかりと県教育委員会が支援していくことが必要だと思う。例えば、民間企業でも赤字が1、2期続けば経営指導員や経営コンサルタントの指導を受けながら経営改善計画を立て、銀行から融資を受け、再建するステップを踏むと思う。県教育委員会は、定員に満たなくなった1年目にどこがだめかを互いに話し、定員を満たすための努力をすることが必要ではないか。これから少子化が進むとさらに全体の生徒数が減っていくため、その努力は欠かせないと思うが、どうか。

教育長

委員指摘のとおりと思う。高校生ともなれば一定の集団規模を確保して切磋琢磨することにより高校生らしい教育が受けられる。一方、生徒全体の数は減っていくので、各学校や各地域が努力しても生徒全体のパイは確実に減るため一定の改革は進めざるを得ない。ただ、改革を進めてもそれを上回るスピードで少子化が進んでいるのが実態だと思う。そこで、

少しでも学校教育と地域振興がともにかみ合って進んでいくためには、委員指摘のような県側の努力、そして地元側の協力も得ながらよりよい改革を進められればと考えている。

宮川政夫委員

学校改革においては、学校のトップである校長が2、3年で異動し、幾ら改革への思いがあっても行き届かない部分があると思うので、ぜひこれからも引き続き支援を願う。

次に、再生可能エネルギーについてである。

県ではこれまで再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向けて、再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランや福島新エネ社会構想に基づき再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んできた。こうした取り組みの結果として、県内のエネルギー需要に占める再生可能エネルギーの導入実績は2011年度の21.9%から2017年度末の30.3%に上昇した。従来からの指標に加え、去年の定例会では県内の電力消費に占める割合といった形で再生可能エネルギーの導入状況をよりわかりやすく示していた。

そこで、2017年度における県内電力消費に占める再生可能エネルギーの導入状況について聞く。

企画調整部長

再生可能エネルギーの導入状況については、エネルギーに変換する前の資源量、いわゆる1次エネルギー供給に占める導入割合は2017年度末で30.3%となり、これは現在国で公表している直近の県内電力消費の約70%に相当する。引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組むとともに、その成果のわかりやすい公表に努めていく。

宮川政夫委員

やはり電力消費量との比較だと再生可能エネルギーの導入が進んでいることがわかりやすい。今後も答弁にあったようにわかりやすい公表に努めてほしい。

先日、東北電力（株）の太陽光発電の担当者と話す機会があり、接続申し込みが多く、手続に時間を要しているとのことであった。また、県南地方においては送電線の空き容量が少なく、それを改修するためには数年を要するとも言っていたが、今後の導入ペースが鈍ることを想定した上で計画を立てているのか。

企画調整部長

県内のエネルギー活用の可能性等について計算した上で2020、2040年度の再生可能エネルギーの目標を定めている。

エネルギーの導入についてはさまざまな課題があるが、送電網の増強、エネルギーの地産地消、貯蔵による電力系統の負担軽減の観点が重要と考えている。そのため県では風力発電の大量導入に向けた共用送電線の整備、再生可能エネルギー由来の水素製造の実証、スマートコミュニティの構築など国等と連携しながら再生可能エネルギーのさらなる導入拡大につなげていきたい。

宮川政夫委員

ぜひこれからも再生可能エネルギー導入拡大に努力してほしい。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについてである。

東京オリンピック・パラリンピック開幕まであと約600日となった。聖火リレーのスタートが本県に決まり、スタート競技があづま球場でのソフトボールになるなど徐々に盛り上がりが出てきていると感じる。そして、復興五輪に位置づけられているこの東京オリンピック・パラリンピックの会場において農林水産物を初めとした県産品を活用できれば、風評払拭はもとより地域の活性化にもつながると考えている。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック会場において県産品が活用されるよう取り組むべきと思うが、どうか。

文化スポーツ局長

東京オリンピック・パラリンピックは全世界の注目を集めることから、農林水産物や伝統工芸品などの県産品を活用し本県の魅力を発信する絶好の機会である。このため、競技会場やライブサイト会場等における装飾やおもてなしでの県産花卉や食材の活用など国内外へ本県産品をPRできる場を設けられるよう、組織委員会を初め関係機関と実現に向けて調整していく。

宮川政夫委員

今回初めて知ったのが、オリンピックが始まるある程度前になると、競技を行うあづま球場はI O Cの一括管理になり、例えば勝手に装飾したり、物品販売をすることができないと聞いているので、ぜひ各部署で連携をとりながら組織委員会の窓口として活躍を願う。

次に、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域づくりへの取り組みである。

大会では会場のみならず周辺のホテルや飲食店でも多くの農林水産物が使用される見込みであり、本県産農産物をPRする絶好の機会である。私の地元埴町の特産ダリアも大会での使用が農業の振興につながると考え、町と事業者が連携し取り組みを強化している。農産物の販路拡大は、本県の農業振興、地域振興のために積極的に取り組むことが重要である。

そこで、県は東京オリンピック・パラリンピックを契機に県農林水産物の販路拡大にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

1,000万人を超える選手や観客が見込まれる絶好の機会であることから、認証GAPの取得による選手村への食材供給、「ふくしまプライド。フードアクションプログラム」に基づく首都圏の流通事業者等への商談活動や産地懇談会により本県産農林水産物の販路拡大にしっかり取り組んでいく。

宮川政夫委員

先ほど紹介した埴町のダリアは、先日、Jヴィレッジで開催された組織委員会理事会で東京都議会議員からぜひビクトリーフラワーとして使えないかとの提案があった。ただ一つの町、一つの団体が幾ら頑張っても限界があるので、ぜひオリンピック・パラリンピック推進室、農林水産部で連携して頑張っている自治体を支援願う。

次に、県産日本酒の振興についてである。

ふくしまの酒は全国新酒鑑評会金賞受賞数6年連続日本一を達成した本県の誇りであり、県産品の魅力を県内外に発信していく牽引役と言ふべきものである。

先月、東京の新橋で開催された「ふくしまの酒まつり」は約3万8,000人の来場により大盛況であったと聞いている。ふくしまの酒は着実に知名度が上がりファンがふえていると心強く感じている。

一方で広く県民にふくしまの酒のおいしさや魅力を伝えることも重要であり、首都圏だけでなく県内でもイベントを開催し、県内外の多くの方々に楽しんでもらうことが県産日本酒のさらなる振興につながると考える。

そこで、県は県産日本酒の振興にどのように取り組んでいくのか。

観光交流局長

東京の新橋で開催した「ふくしま酒まつり」の来場者が年々増加していることは県産日本酒の知名度が向上してきたあらわれと考えている。こうしたイベントを県内で開催することは、県民が県産日本酒の魅力を改めて知る機会であるとともに、県外の方々が本県に足を運ぶなどの効果も期待できる。観光客の誘客と合わせた県産日本酒のさらなる振興のため

関係団体等と連携し検討を進めていく。

宮川政夫委員

ぜひとも継続を願う。そして、福島での開催を望む。

次に、教員の働き方改革と学力向上、部活動の充実についてである。

県教育委員会は、本年度より教職員多忙化解消アクションプランによるさまざまな取り組みを進めている。先日、公表された今年度の勤務実態調査では教員の1日当たりの学内勤務時間は昨年度の調査と比べ平日、土日とも総じて短くなっている。特に中学校教諭が平日約40分、土日約1時間10分短くなるなどアクションプランの取り組みに一定の効果があつたことがうかがえる。しかし、時間を短縮することだけが目的となると教育の質の低下につながるのではないかとの一抹の不安も感じている。

そこで、県教育委員会は教員の多忙化解消を進める中、学力の向上にどのように取り組んでいくのか。

教育長

教員の多忙化解消を進めることは、教科指導についてみずから学ぶ時間の確保につながることから、課題探求型の授業などに十分な準備をして臨むためにも必要と考えている。今後とも各学校において多忙化解消に向けた取り組みを進め、児童生徒の意欲を喚起するための面談や個別指導の時間の確保などにより、学力向上に取り組んでいく。

宮川政夫委員

先日、忙しい先生に話を聞いたところ「ダンプカーにいっぱいの荷物を積みされた上にボルシェ並みのスピードで進んでいる」と表現していた。そのような先生は部活動を担当している先生が多いように見受けられる。

そこで、部活動の充実について聞く。

部活動については部活動の時間の上限が設けられたことにより技術レベルが低下したり、生徒が部活動に対する活動意欲をなくしたりするのではないかとの懸念もある。

そこで、県教育委員会は教員の多忙化解消を進める中、部活動の充実にどのように取り組んでいくのか。

教育長

県教育委員会では、本年7月、運動部活動のあり方に関する方針を策定し、適切な休養日や練習時間を設定するとともに短時間で効率的な練習ができるよう、科学的トレーニングの有効性や計画的な指導のあり方について示した。今後は部活動指導員の配置を拡充し、その専門性を生かすなど部活動の充実に努めていく。

宮川政夫委員

運動部、文化部ともに目標は全国大会に出場して優勝することだと思う。ぜひそのような意欲ある子供たちの気持ちがそがれないように支援願う。

次に、児童養護施設等で生活する子供への支援についてである。

さまざまな理由で保護者と生活できず、児童養護施設で生活する子供の中には虐待による心の問題や発達障がいのために専門的な心理治療や生活指導を必要とする子供がいる。こうした子供の自立には手厚い支援が必要であり、保護者や親族による支援が望めないため社会に出た後も相談を受けられる体制が必要となる。

そこで、県は児童養護施設等で生活する子供の自立支援にどのように取り組んでいくのか。

こども未来局長

児童養護施設等で生活する子供の自立支援については、進学のための給付金の支給や運転免許取得費用の助成、自立後に相談できる体制の整備に加え、就労支援や生活支援を行う自立援助ホームの設置促進に向けた取り組みを行っている。引き続き、経済面、生活面の双方から子供一人一人に寄り添った支援に努めていく。

宮川政夫委員

この自立支援の中で特に心配されているのが発達障がいを持っている子供たちである。これについては平成26年度あたりから児童心理治療施設の設置を要望しているので引き続き検討願う。

次に、有害鳥獣対策についてである。

地域で懇談会等を開催すると道路整備と並んで上がってくる要望、課題が有害鳥獣についてである。これまでも県ではイノシシ管理計画の目標頭数を達成しているが、捕獲による対策だけでは農家は被害が減っている実感がないので、捕獲だけでなく人里である農地に近づけないなど地域ぐるみの対策も必要である。

そこで、県は有害鳥獣による農作物の被害防止対策にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

昨年度の有害鳥獣による農作物の被害額は、約1億4,000万円と平成26年度をピークに高どまりとなっている。そのため有害捕獲の推進、侵入防止柵や里山との緩衝帯の整備、ICTを活用した遠隔による捕獲技術の実証、市町村リーダーの配置などに加え、約5,000の集落アンケートの調査結果の活用など地域ぐるみの総合的な対策を積極的に支援していく。

宮川政夫委員

農家へ県の取り組みについてPRし、目標数以上のイノシシを捕獲していると話をするが、やはり被害があるとそれを実感できないようである。そのような意味でも捕獲とあわせて被害防止策に力を注いでほしい。

最後に、河川環境整備についてである。

河川は、市街地及び田園地域において地域住民の身近な自然環境の一つである。しかし、十分な維持管理予算が確保できないことに加え、河川愛護団体構成員の高齢化による担い手不足などにより、雑草の繁茂が激しく河川環境が悪化している。一方で河川への愛護意識の高い地域団体が、河川愛護活動を積極的に実施している地域も見受けられる。このような状況において限られた維持管理予算で河川除草への取り組みを推進していく必要がある。

そこで、県は河川の除草にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

河川の除草については地域住民や河川愛護団体等の協力を得ながら実施している。今年度は、作業の省力化が可能な手押し型除草機械と建設機械等に取りつける除草装置を出先機関へ追加配備しており、引き続き除草機械の導入を推進しながら効果的な河川の除草に取り組んでいく。

宮川政夫委員

自分たちの地域は自分たちで守るという意欲的な地域を支えていくためにもぜひ引き続き支援を願う。やはり地方創生の一番の原点は共同、自助、共助である。

以上で私の質問を終わる。